

災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岡山県内で大規模な災害が発生した場合に、共助の精神に基づき被災者の生活再建のための各種支援を行うボランティア活動を、迅速かつ効果的なものとするため、岡山県知事（以下「知事」という。）、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）及び岡山大学学長（以下「学長」という。）が相互に連携し協力するために必要な事項を定める。

(大規模災害時における協力の要請等)

第2条 知事は、大規模災害時においては自らが本部長となる岡山県災害対策本部を設置するとともに、当該災害の被災者の生活再建のためのボランティア（以下「被災者支援ボランティア」という。）による支援が必要と認める場合には、学長に、岡山大学（以下「大学」という。）の教職員及び学生に対して、被災者支援ボランティアの募集の周知を行うよう要請することができる。

2 会長は、被災の状況にかんがみ被災者支援ボランティアによる支援が必要と判断したときは、知事に、前項の要請を行うよう依頼することができる。

3 学長は、知事から第1項の要請があったときは、直ちに大学の教職員及び学生に対し、被災者支援ボランティアの募集の周知を図るものとする。

(協力の要請に係る方針等)

第3条 知事及び会長は、密接に連携して、被災地の情報の収集に努めるとともに、被災者支援ボランティアが、安全かつ効果的に活動できるように最大限の配慮をしなければならない。

2 知事は、学長に前条第1項の要請をするときは、必要な人数、従事する活動内容、期間、対象地域、現地における受付場所、食事の有無、宿泊の可否、被災地、その周辺の状況等を、可能な限り具体的に通知するよう努めるものとする。

3 学長は、被災者支援ボランティアの活動を支援するため、大学における被災者救援ボランティアへの参加申込みの受付及び会長への連絡を行うとともに、大学において可能な支援に努めるものとする。

(学長からの要請)

第4条 学長は、第2条第1項の岡山県災害対策本部の設置の有無にかかわらず、大学が被災し、その復旧のために他の大学からのボランティアを必要とする場合にあつては、知事から他の大学にボランティアの募集を要請するよう依頼することができる。

(相互の連携)

第5条 知事、会長及び学長は、具体的な連絡方法及び支援体制の確立を図るために必要な事項について協議する。

2 学長は、積極的に大学内の防災意識の高揚と防災組織の整備を図るものとし、知事及び会長は、これに協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、知事、会長及び学長が協議の上決定する。

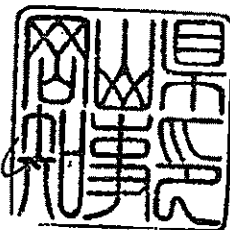
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、知事、会長及び学長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成15年3月17日

岡山県

岡山県知事

石井 正 子



社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

会長

定 金 聡



岡山大学

学長

河野 伊 一 郎



災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岡山県内で大規模な災害が発生した場合に、共助の精神に基づき被災者の生活再建のための各種支援を行うボランティア活動を、迅速かつ効果的なものとするため、岡山県知事（以下「知事」という。）、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）及び岡山県立大学学長（以下「学長」という。）が相互に連携し協力するために必要な事項を定める。

(大規模災害時における協力の要請等)

第2条 知事は、大規模災害時においては自らが本部長となる岡山県災害対策本部を設置するとともに、当該災害の被災者の生活再建のためのボランティア（以下「被災者支援ボランティア」という。）による支援が必要と認める場合には、学長に、岡山県立大学（以下「大学」という。）の教職員及び学生に対して、被災者支援ボランティアの募集の周知を行うよう要請することができる。

2 会長は、被災の状況にかんがみ被災者支援ボランティアによる支援が必要と判断したときは、知事に、前項の要請を行うよう依頼することができる。

3 学長は、知事から第1項の要請があったときは、直ちに大学の教職員及び学生に対し、被災者支援ボランティアの募集の周知を図るものとする。

(協力の要請に係る方針等)

第3条 知事及び会長は、密接に連携して、被災地の情報の収集に努めるとともに、被災者支援ボランティアが、安全かつ効果的に活動できるように最大限の配慮をしなければならない。

2 知事は、学長に前条第1項の要請をするときは、必要な人数、従事する活動内容、期間、対象地域、現地における受付場所、食事の有無、宿泊の可否、被災地、その周辺の状況等を、可能な限り具体的に通知するよう努めるものとする。

3 学長は、被災者支援ボランティアの活動を支援するため、大学における被災者救援ボランティアへの参加申込みの受付及び会長への連絡を行うとともに、被災地までの交通手段の確保、被災者支援ボランティアに対する被服等の貸与又は提供、必要な資材及び物資の提供等で大学において可能な支援に努めるものとする。

(学長からの要請)

第4条 学長は、第2条第1項の岡山県災害対策本部の設置の有無にかかわらず、大学が被災し、その復旧のために他の大学からのボランティアを必要とする場合にあっては、知事から他の大学にボランティアの募集を要請するよう依頼することができる。

(相互の連携)

第5条 知事、会長及び学長は、具体的な連絡方法及び手続、費用負担の原則、訓練等支援体制の確立を図るために必要な事項について協議する。

2 学長は、積極的に大学内の防災意識の高揚と防災組織の整備を図るものとし、知事及び会長は、これに協力するものとする。

(その他)

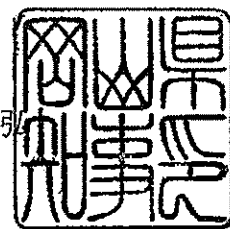
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、知事、会長及び学長が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、知事、会長及び学長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成15年3月17日

岡山県

岡山県知事 石井正弘



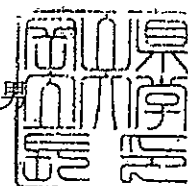
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

会長 定金



岡山県立大学

学長 本田和男



災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岡山県内で大規模な災害が発生した場合に、共助の精神に基づき被災者の生活再建のための各種支援を行うボランティア活動を、迅速かつ効果的なものとするため、岡山県知事（以下「知事」という。）、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）及び環太平洋大学学長（以下「学長」という。）が相互に連携し協力するために必要な事項を定める。

(大規模災害時における協力の要請等)

第2条 知事は、大規模災害時においては自らが本部長となる岡山県災害対策本部を設置するとともに、当該災害の被災者の生活再建のためのボランティア（以下「被災者支援ボランティア」という。）による支援が必要と認める場合には、学長に、環太平洋大学（以下「大学」という。）の教職員及び学生に対して、被災者支援ボランティアの募集の周知を行うよう要請することができる。

2 会長は、被災の状況に鑑み被災者支援ボランティアによる支援が必要と判断したときは、知事に、前項の要請を行うよう依頼することができる。

3 学長は、知事から第1項の要請があったときは、直ちに大学の教職員及び学生に対し、被災者支援ボランティアの募集の周知を図るものとする。

(協力の要請に係る方針等)

第3条 知事及び会長は、密接に連携して、被災地の情報の収集に努めるとともに、被災者支援ボランティアが、安全かつ効果的に活動できるように最大限の配慮をしなければならない。

2 知事は、学長に前条第1項の要請をするときは、必要な人数、従事する活動内容、期間、対象地域、現地における受付場所、食事の有無、宿泊の可否、被災地、その周辺の状況等を、可能な限り具体的に通知するよう努めるものとする。

3 学長は、被災者支援ボランティアの活動を支援するため、大学における被災者救援ボランティアへの参加申込みの受付及び会長への連絡を行うとともに、被災地までの交通手段の確保、被災者支援ボランティアに対する被服等の貸与又は提供、必要な資材及び物資の提供等で大学において可能な支援に努めるものとする。

(学長からの要請)

第4条 学長は、第2条第1項の岡山県災害対策本部の設置の有無にかかわらず、大学が被災し、その復旧のために他の大学からのボランティアを必要とする場合にあつては、知事から他の大学にボランティアの募集を要請するよう依頼することができる。

(相互の連携)

第5条 知事、会長及び学長は、具体的な連絡方法及び手続、費用負担の原則、訓練等支援体制の確立を図るために必要な事項について協議する。

2 学長は、積極的に大学内の防災意識の高揚と防災組織の整備を図るものとし、知事及び会長は、これに協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、知事、会長及び学長が協議の上決定する。

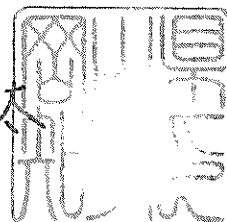
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、知事、会長及び学長が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月26日

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太



社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

会長

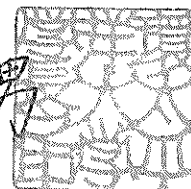
山岡 治喜



環太平洋大学

学長

中原 忠男



災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岡山県内で大規模な災害が発生した場合に、共助の精神に基づき被災者の生活再建のための各種支援を行うボランティア活動を、迅速かつ効果的なものとするため、岡山県知事（以下「知事」という。）、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）及び中国短期大学学長（以下「学長」という。）が相互に連携し協力するために必要な事項を定める。

(大規模災害時における協力の要請等)

第2条 知事は、大規模災害時においては自らが本部長となる岡山県災害対策本部を設置するとともに、当該災害の被災者の生活再建のためのボランティア（以下「被災者支援ボランティア」という。）による支援が必要と認める場合には、学長に、中国短期大学（以下「大学」という。）の教職員及び学生に対して、被災者支援ボランティアの募集の周知を行うよう要請することができる。

2 会長は、被災の状況に鑑み被災者支援ボランティアによる支援が必要と判断したときは、知事に、前項の要請を行うよう依頼することができる。

3 学長は、知事から第1項の要請があったときは、直ちに大学の教職員及び学生に対し、被災者支援ボランティアの募集の周知を図るものとする。

(協力の要請に係る方針等)

第3条 知事及び会長は、密接に連携して、被災地の情報の収集に努めるとともに、被災者支援ボランティアが、安全かつ効果的に活動できるように最大限の配慮をしなければならない。

2 知事は、学長に前条第1項の要請をするときは、必要な人数、従事する活動内容、期間、対象地域、現地における受付場所、食事の有無、宿泊の可否、被災地、その周辺の状況等を、可能な限り具体的に通知するよう努めるものとする。

3 学長は、被災者支援ボランティアの活動を支援するため、大学における被災者支援ボランティアへの参加申込みの受付及び会長への連絡を行うとともに、被災地までの交通手段の確保、被災者支援ボランティアに対する被服等の貸与又は提供、必要な資材及び物資の提供等で大学において可能な支援に努めるものとする。

(学長からの要請)

第4条 学長は、第2条第1項の岡山県災害対策本部の設置の有無にかかわらず、大学が被災し、その復旧のために他の大学からのボランティアを必要とする場合にあつては、知事から他の大学にボランティアの募集を要請するよう依頼することができる。

(相互の連携)

第5条 知事、会長及び学長は、具体的な連絡方法及び手続、費用負担の原則、訓練等支援体制の確立を図るために必要な事項について協議する。

2 学長は、積極的に大学内の防災意識の高揚と防災組織の整備を図るものとし、知事及び会長は、これに協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、知事、会長及び学長が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、知事、会長及び学長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月16日

岡山県

岡山県知事

伊原木隆太

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

会長

定羽 憲治

中国短期大学

学長

千 葉 尚 三

協定大学一覧

大学名	締結日	所在地
岡山大学	H15. 3. 17	岡山市北区津島中1-1-1
岡山県立大学	同上	総社市窪木111
岡山学院大学	同上	倉敷市有城787
岡山商科大学	同上	岡山市北区津島京町2-10-1
岡山理科大学	同上	岡山市北区理大町1-1
川崎医科大学	同上	倉敷市松島577
川崎医療福祉大学	同上	倉敷市松島288
吉備国際大学	同上	高梁市伊賀町8
倉敷芸術科学大学	同上	倉敷市連島町西之浦2640
くらしき作陽大学	同上	倉敷市玉島長尾3515
山陽学園大学	同上	岡山市中区平井1-14-1
就実大学	同上	岡山市中区西川原1-6-1
中国学園大学	同上	岡山市北区庭瀬83
ノートルダム清心女子大学	同上	岡山市北区伊福町2-16-9
美作大学	同上	津山市北園町50
環太平洋大学	H25. 11. 26	岡山市東区瀬戸町観音寺721
中国短期大学	R4. 11. 16	岡山市北区庭瀬83